

# 特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

社会福祉法人イーストヘルスケアソサエティ

## 「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取り組みが行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。当該加算を受けるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を取得していること。

B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数取組を行っていること。

C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること

Cの「見える化」要件とは、①令和2年度からの算定要件で、②介護サービス情報公開制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的取組内容を公表しているところです。

## 介護職員処遇改善加算等の取得状況・職場環境要件の掲示について

見える化要件に基づき、当事業所の処遇改善に関する具体的取組（賃金改善以外）につきまして、以下のとおり公表します。

### <介護職員等特定処遇改善加算の取得状況>

■特別養護老人ホーム コート・スマイル

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

■短期入所事業 スマイル

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

■老人デイサービスセンター コート・スマイル

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

■グループホーム スマイル

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

## <職場環境等要件における当法人の具体的な取り組み状況>

### ① 入職促進に向けた取組

☑法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

### ② 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

☑働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

### ③ 両立支援・多様な働き方の推進

☑子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者に対する休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備

### ④ 腰痛を含む心身の健康管理

☑介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施

☑短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

☑事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

### ⑤ 生産性向上のための業務改善の取組

☑タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

・高齢者の活動（居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化

### ⑥ やりがい・働きがいの醸成

☑ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善